

眼の障害で2級の特別児童扶養手当を認定されている方へ

「眼の障害」の認定基準の改正による 額改定請求のご案内

- ▶ 眼の障害で2級の特別児童扶養手当を認定されている方については、「眼の障害」の認定基準の改正（令和4年4月1日改正）により、障害等級が上がり、手当額が増額となる可能性があります。
- ▶ 具体的には、2級の手当額を認定されている方のうち、裏面に該当する方（改正後の認定基準を適用した結果、障害等級が上がる方）は、手当額が増額となる可能性があります。
- ▶ 認定基準の改正に伴って、障害等級が上がり、手当額を増額を希望される場合は、令和4年4月以降、額改定請求のお手続きを行ってください。

【額改定請求に当たっての注意点】

- ✓ 「眼の障害」の認定基準の改正に伴う額改定請求は、令和4年4月以降行えます。
- ✓ 令和4年4月末日までに請求された場合で、額改定請求の結果、障害等級が上がり、手当額が増額改定される場合は、令和4年5月分からの手当額が増額となります。

「眼の障害」の認定基準の改正（令和4年4月1日）による 額改定請求の対象となる方

眼の障害で2級の手当を受給されている方のうち、以下に記載している「改正後の認定基準」を適用した結果、現在の障害等級よりも等級が上がる方は、手当額を増額させるための「額改定請求」の対象となります。

改正後の認定基準

等級	障 害 の 状 態
1 級	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

※ お問い合わせは、お住まいの市区町村までお願いします。